

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和8 年 4 月 13 日

案 件 名	新たなアイススケート場の整備について									
所 管	市民	局区		部	スポーツ施設	課	担当者		内線	
事案概要										
令和7年度5月27日の戦略会議及び8月8日の調整会議を踏まえ、新たなアイススケート場の整備に向けて検討を進めてきた。本市のアイススケート文化を継承していくためには、新たなアイススケート場が必要であることから、整備場所等について検討し、11月13日の戦略会議に諮った結果、民間活力を最大限活用し、相模原麻溝公園内に新たなアイススケート場を整備することを決定したが、公園内の詳細な整備場所については、決定会議に差し戻し審議となったため、新たなアイススケート場の相模原麻溝公園内の整備場所について諮るとともに、整備に関する方針(案)について諮るもの。										
審議事項	新たなアイススケート場は、相模原麻溝公園の第4駐車場に整備する。 アイススケート場整備により削減される駐車台数については、第4駐車場に自走式立体駐車場を整備することとし、詳細は基本計画の策定のなかで検討する。									
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。									
事業効果 総合計画との関連	事業効果	本市に深く根付いたアイススケート文化及びシビックプライドの醸成が継続、進展する。 維持管理に係る市の財政負担の軽減								
	効果測定指標	新たな施設の整備						施策番号	31	
	年度	R7	R8		R9					
	事業効果 年度目標									
事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工										
○事業スケジュール										
年度	R7	R8		R9	R10	R11	R12	R13		
実施 内容	庁内調整									
	調査結果報告書 公表	アドバイザー業務委託による 具体的な検討								
	公設民営の 方針決定	パプコメ	方針 策定	庁議 基本計画(案)	基本 計画 策定					
	調査結果を踏 まえた検討の 継続			パプコメ						
	候補地 検討				大規模 事業 評価					
					※銀河アリーナ 廃止(R9.3)					

○事業経費・財源		(千円)								
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
事業費(費)			12,142	0	41,526					
うち任意分										
特財										
国、県支出金										
地方債										
その他										
一般財源		0	12,142	0	41,526	0	0	0		
うち任意分										
捻出する財源※2										
一般財源拠出見込額		0	12,142	0	41,526	0	0	0		
元利償還金(交付税措置分を除く)										
捻出する財源概要										
税源涵養 (事業の税収効果)										
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人)								
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
実施に係る人工	A	1	1	1	1					
局内で捻出する人工※	B									
必要な人工	C=A-B	1	1	1	1	0	0	0		
局内で捻出する人工概要										
SDGs 関連ゴールに○		1 貧困をなくそう	2 健康と福祉	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがいも、経済成長も	9 産業と雇用革新を加速しよう
		10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくばない、減らさない、リサイクル	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	議会提案時期			報道への情報提供			資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和8年6月	議会への情報提供	部会	令和8年6月			
事前調整、検討経過等										
調整部局名等		調整内容・結果								
決定会議(令和6年7月19日)										
関係課長打合せ会議 兼 検討会議(第4回)(令和7年3月28日)		最終報告及び市の対応方針について ⇒ 一部資料を修正した上で、調整会議に付議する。								
戦略会議(令和7年5月27日)		これまで培ってきたアイススケート文化を継承するため、調査の結果を踏まえ、民間事業者の活力を最大限活用した「公設民営」の方向性について検討する								
調整会議(令和7年8月8日)		民間活力を最大限活用することを前提とした「公設民営」による新たなアイススケート場の整備について検討を進める。								
戦略会議(令和7年11月13日)		①民間活力を最大限に活用することを前提とした新たなアイススケート場を整備する。 ②整備地は、「相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエア」とする。 ⇒ 原案のとおり承認する。ただし、相模原麻溝公園内での整備場所については、差し戻しとする。								
備考		資料のカラーユニバーサルデザイン確認済								

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.24	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ資料を一部修正すること。	
【審議事項①「民間活力を最大限に活用することを前提とした新たなアイススケート場を整備する。」について】		
○(アセットマネジメント推進課長)大規模事業評価の前からアドバイザー業務を行う流れで問題ないか。 →(スポーツ施設課長)アドバイザー業務の中で事業手法や施設の規模等を固めていくため、大規模事業評価の前から行う必要がある。 →(アセットマネジメント推進課長)事業手法についてPFIと負担付き寄附ではスケジュールに違いはあるか。 →(スポーツ施設課長)負担付き寄附の方が、議会に対する手続きの少なさや民間のスケジュール感で進めやすい点により供用開始までのスケジュールは短くなる可能性はあると考える。 ○(緑区役所区政策課長)今回策定する基本方針を基に整備を進めるとのことだが、他の施設整備において整備方針の段階で市民意見が入っているケースもある。本件について施設の必要性に関するアンケートは行っているが、施設に求める機能や施設規模等への市民意見聴取は行っていないと思われる。進め方に問題はないか。 →(スポーツ施設課長)設計に当たっては、スケート協会等の意見も随時聞いていく予定である。 →(緑区役所区政策課長)後々、市民意見も確認していくとのことだが、策定の段階で市民意見を聴かなくてよいのかといった話は今後議論になる可能性があると思う。 →(スポーツ施設課長)市民意見の観点では、銀河アリーナの改修検討の際などにも意見を伺っていることに加え、今回7月にもアンケート調査を行ったほか、スケート協会や事業者への意見も随時伺っている。今後も、設計段階の過程等で競技者や市民の方の意見を聴いていく予定である。 →(緑区役所区政策課長)例えば淵野辺のまちづくりや津久井の総合事務所等の他施設に比べて、そのようなプロセスが弱い印象を受けることは意見として申し上げる。 →(スポーツ施設課長)複合施設の整備等とは異なり、アイススケート場を整備するという目的は明確であるため、その他にどのような機能を付加するか等は事業者の視点で提案していただくことになろうかと思う。今後、アドバイザー業務の過程で市民や競技者の意見も伺っていくものと考ええる。 ○(財政課長)これまでの検討経過の確認であるが、アイススケート場の必要性自体はこれまでの庁議で認められているという理解でよいのか。 →(スポーツ施設課長)必要性は5月の戦略会議で認められたため、方向性の検討に入ることを承認いただいたものと考えている。 →(財政課長)7月のアンケート結果を受けて、市民意見を確認したうえで必要性を再確認したのが8月の調整会議という理解でよいのか。 →(スポーツ施設課長)そのとおり。 →(財政課長)必要性についてはその時点で完結しているが、実現可能性については、整備場所も決まっていないため、その点をより掘り下げて検討したという理解でよいのか。 →(スポーツ施設課長)そのとおり。整備を決定するには、整備場所も決まっておらず、その点で熟度が足りていなかった。 →(財政課長)今回、整備場所の優位性も確認できたため、整備について諮っているものと理解している。そうした経過が分かるように資料に盛り込んでいただきたい。 ○(政策課長)別紙の基本方針は、基本構想相当ということか。その場合、パブリックコメントは行う予定か。 →(スポーツ施設課長)基本構想に相当するものと考えているが、パブリックコメントは現状考えていない。なお、スポーツ審議会の学識経験者に意見を伺うことは考えている。また、基本計画策定時には、パブリックコメントを行う予定である。 →(政策課長)パブリックコメント手続きの基準によると、基本的な構想や計画整備方針を策定する場合は、パブリックコメントが必要とされているため、考え方を整理していただきたい。		
【審議事項②「整備地は、相模原麻溝公園 相模原ギオンスポーツスクエアとする。」について】		
○(人事・給与課総括主幹)今回の提案では結果的には、淵野辺公園にある銀河アリーナと麻溝公園にあるスポーツスクエアが入れ替わるような印象をもった。淵野辺公園の場所でアイススケート場を建て替えることは困難であるのか。 →(スポーツ施設課長)淵野辺公園は国有地であり収益事業に制限がかかるため、民間活力を最大限に活用した整備には支障が出てくるものと考ええる。また、国有地では国との協議も必要になる中で時間もかかる。逆に、代替施設についてはあくまで今後の検討事項ではあるが、結果として銀河アリーナの跡地に人工芝グラウンドを作る場合はアイススケート場を整備することに比べて、国有地の活用面での支障は少ないものと考ええる。 ○(財政課長)国庫補助の返還が生じるとのことだが、概算の返還額は分かっているか。 →(スポーツ施設課長)今後、国と協議した中で決まってくるが、国庫の処分制限期間が30年、補助額の3分の2を想定して、全体で1億程度の国庫補助金に対し6,600万円程度の返還額を想定している。 →(財政課長)地方債の繰上償還についてはいかがか。 →(スポーツ施設課長)スポーツスクエアについては、償還期間が10年であるため、償還が終わっているか等について確認する。		
<<次ページあり>>		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.10.24	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ資料を一部修正すること。	
<<つづき>>		
○(アセットマネジメント推進課長)今回、整備場所を公園内の特定の位置に絞り込んだ案として付議されているが、イベントの際に駐車場のキャパシティが不足するといった意見も挙がっていると承知しているが、そうした懸念点を更に検討するためにも、アドバイザー業務の中で民間の意見を聞きながら最適な候補地を決めるという方法もあるのではないかと。例えば、津久井総合事務所の整備案件では敷地内の建物配置については提案に任せる形で、基本計画を進めていくことを検討している。 →(スポーツ施設課長)そうした考え方もあると思うが、市の考えとして整備位置も含めて案を示していくことも必要であると考えている。 →(アセットマネジメント推進課長)場所を先に決める必要があることも分かるが、一方で最初から場所ありきで進めた場合に、後々決め方のプロセスに疑義が生じる懸念もある。 →(スポーツ施設課長)麻溝公園以外の公園は殆ど現実的でないと考えている。また、麻溝公園内の二つの場所のいずれかを選択する必要があるが、その場合は利用者への影響を重視する必要があると考えており、現在の整備案が最も優位性が高いと考えている。 →(アセットマネジメント推進課長)関係課長会議においても、例えばスポーツスクエアの横の駐車場の場所に整備してはどうかといった意見もあり、様々な案について検討の余地があるのではないかと。 →(スポーツ施設課長)駐車場については麻溝公園が候補地として優位であることの一つの要因として、相当程度の駐車台数が確保できるという点があるため、駐車場をなくして整備するということは考えられないのではないかと。 ○(総務法制課長)ギオンスタジアムでホームタウンチームが試合をするときには第6駐車場を全て使用している。スケート場を設置した場合、休日に駐車場が使用できない状況が増えてくると思われるが、何か対策を考えているか。 →(スポーツ施設課長)第4駐車場を使用していただくのが基本になると思うが、駐車場のキャパシティといった話になると、公園全体で今後、どのように駐車場整備を検討していくかといったことであると思う。今回のスケート場の整備の中でそこまで話を広げるつもりはない。 →(総務法制課長)ホームタウンチームに意見を聴いているか。 →(スポーツ施設課長)まだ特段意見を聴く機会を設けてはいない。必要に応じて、今後意見聴取をしていく。 →(総務法制課長)仮にスクエアの場所に駐車場ができたときに、ホームタウンチームの試合を開催したとき、苦情の対応をするのはチームになるため、事前に意見を聴いておいたほうがよいと思う。 ○(マーケティング課長)本市のアイススケート文化の継承のためには、今回の資料にある規模や規格は必須と考えているか。最小規模で設置するという観点では、先程挙げた駐車場への整備等も選択肢に出てくる可能性があるかと。 →(スポーツ施設課長)小学校のスケート教室や今までオリンピアンが巣立ってきた教育環境等を維持する観点から今回挙げた規格や規模は必須であると考えている。 ○(政策課長)整備地の比較検討の考え方について、相模原北公園のデメリットに公共交通機関でのアクセスが挙げられているが、具体的にバス路線が少ないといった事情があるということか。 →(スポーツ施設課長)単に交通利便性が良くないといった理由である。 →(政策課長)そうした意味では、麻溝公園も交通利便性は差がないといえるのではないかと。具体的に差があるのであれば分かるように示していただきたい。また、公園内の整備場所の比較表においても、評価項目によって表記方法が統一されていない箇所が見受けられるため、恣意的な評価と受け取られることのないようにしていただきたい。 ○(政策課長)相模原北公園は周辺道路等の環境整備が必要となる可能性有とあるが、具体的にどのような整備が必要になるか。また、麻溝公園では整備が生じないのか。 →(スポーツ施設課長)麻溝公園では整備が必要になる可能性はない。相模原北公園はスポーツ広場への整備を想定しているが、接道関係や大型車両の進入の関係で、道路整備の可能性が生じると考えている。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.11.6	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
【事業手法、スケジュール等について】		
○(政策部長)負担付き寄附について、寄附者の見込みはあるのか。 →(スポーツ施設課長)昨年度の調査結果で負担付き寄附も有望手法として挙がっており、見込があるといえる。負担付き寄附で調整している他自治体の事例もある。 ○(市長公室長)大規模事業評価は事業費が決まらない中でも実施できるのか。 →(スポーツ施設課長)確定した金額ではないが、アドバイザー業務の中で来年度早々に事業費を算出できると考えている。 →(市長公室長)基本計画において事業費が明確になるケースが多い。基本計画を作る前に大規模事業評価を行って、手戻りが生じないか。 →(スポーツ・文化担当部長)昨年度の調査費用32億円を基に精査するため、大規模事業評価の前であっても詳細な事業費を算出できる想定である。 →(市長公室長)基本構想において、32億円を基本事業費として審議事項とするのか。 →(スポーツ施設課長)事業費は今回の審議事項としない。基本計画の中で施設規模、事業手法を決めたうえで事業費を定める想定である。		
【地元調整等について】		
○(総務局長)麻溝地区の自治会連合会は当該施設に対して、どのような受け止めであるか。 →(スポーツ施設課長)地域振興に資する施設であるといった受け止めではあったが、地区全体のまちづくりとして示してほしいといった意見はあった。 ○(シビックプライド担当部長)スポーツスクエア横のジョギングコースでは、毎年3月に立教大学が主催するジョギング大会が開催されているが、主催者とは調整済であるか。 →(スポーツ施設課長)市陸上競技協会には事前に話を伺い、スポーツスクエアに整備する場合は、コースの変更や中止等が生じる可能性がある点をご理解いただいている状況である。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.11.13	(庁議種類) 戦略会議
(庁議結果)	①原案のとおり承認する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。 ②差し戻しとする。	
【スケジュール及び事業手法について】		
○(市長)スポーツスクエアとスポーツ広場に整備する場合、いつ頃完成予定であるか。 →(市民局長)スポーツスクエアであれば令和13年度の供用開始を予定している。スポーツ広場はスポーツスクエアより利用団体数が4倍近く多いため、調整に時間がかかる。 ○(市長)事業手法にPFI等が記載されているが、市内企業等が参加できる仕組みであるか。 →(市民局長)市内事業者の育成も大事な視点であり、アドバイザリー業務の中で検討していきたい。		
【地元調整等について】		
○(市長)スポーツスクエアの利用団体にはヒアリングをしているようだが、スポーツ広場の利用団体からは意見を聴いていないのか。 →(スポーツ施設課長)スポーツスクエアの方が、設置場所としての比較において優位性が高いため、スポーツスクエアの団体を中心に意見を伺っている。 →(市長)スポーツスクエアへの整備の可能性があるため、スポーツ広場の利用者にはヒアリングをしていないということか。 →(スポーツ施設課長)スポーツ広場の利用者はかなり多いため、スポーツ協会にご意見を伺っている。 →(市長)スポーツ協会が施設を管理しているのか。 →(スポーツ施設課長)指定管理者の代表がスポーツ協会である。 →(市長)スポーツ協会の意見はどのようなものであったか。 →(スポーツ・文化担当部長)利用状況を鑑みると、スポーツスクエアと比較してスポーツ広場に整備した場合の方が、影響が段違いに大きいという意見を伺った。 →(市長)利用団体数は確かに多いが、スポーツ広場の利用率29.3%は高いといえるか。 →(スポーツ・文化担当部長)市内全域のグラウンドの利用率は概ね30%程度である。例外として、人工芝グラウンドの利用率は高い。 →(市長)人工芝は使用できる日数が少ないのか。 →(スポーツ・文化担当部長)天然芝は養生が必要だが、人工芝はコンディションが保たれるので、使用できる日数は多くなる。 →(市民局長)芝の良さもあるが、スポーツスクエアに関しては、面積が狭く、大人の試合で使用できる規格ではないため、スポーツ広場と比べて使い勝手が落ちるという意見もあった。 →(市長)スポーツ広場の代替地はいくらでもある一方、天然芝であるスポーツスクエアの代替はないのではないかなと思う。スポーツ広場の利用者の意見を聞かずに決めてしまうのはいかがなものか。スポーツ広場は182団体と多くの団体に使われているがスポーツ協会だけに意見を聞くのは、丁寧に欠ける進め方ではないか。 →(スポーツ・文化担当部長)サッカーとラグビーは両方のグラウンドを使用しているので意見を聞いたが、ゲートボールやドッチボールなど土のグラウンドでしかできない競技について、長く続けてきた大会などを別の場所で実施することは受け入れられないのではないかという意見もスポーツ協会からは伺った。 →(市長)スポーツ協会は団体に直接意見を聴いたのか。 →(スポーツ施設課長)指定管理など日頃の業務の中で、把握しているものと思う。 →(石井副市長)これからスポーツ広場の利用者団体に意見を聞くことも可能か。 →(市民局長)スポーツ協会傘下の団体であり、意見を聞くことは可能である。 →(市長)代替地は学校のグラウンドなど、土のグラウンドとしてはいくらでもあるのではないかな。 →(市民局長)一番大きいのは、駐車場の使い勝手の問題であると思う。沢山の人が来られる場所という点で麻溝公園にはメリットがあると思う。		
【新たなスケート場の整備に関する方針について】		
○(市長)今回策定する新たなスケート場の整備に関する方針は、どのようなものか。 →(市民局長)施設整備の際は基本構想を策定するのが一般的だが、それに代わるものとして、これまでの市民意見聴取の経過や議論等をまとめたものとして策定し、基本計画につなげたい考えである。 →(市長)パブリックコメントを実施しないのはなぜか。 →(政策部長)パブリックコメントの制度所管としては、要綱上、「整備する施設の基本計画の策定または改定」についてはパブリックコメントが必要となり、庁内的なマニュアルには基本計画は基本的な構想や計画整備の方針を策定する場合も対象としている。事業課としては、「複数回のアンケート調査等を経て検討した結果であること」や「施設整備の方向性や設置位置については関係団体等に意見を聞くことが有効・適切と判断されること」等を理由にパブリックコメントを行わないとしているが、そのことの適否については議論が必要と考えている。 →(市長公室長)整備場所の決定は重要な案件であり、基本的にはパブリックコメントを実施すべきと考える。ただし、今回の審議事項は、民間活力を最大限に活用した整備決定であること及び整備場所を決定することであるため、事務的な手続きであるパブリックコメントについては担当部局と再度調整したい。		
【整備場所について】		
○(市長)相模原麻溝公園内の整備地の比較について、各項目を詳細に説明いただきたい。 →(市民局長)「施設の形状、広さ」については両方の整備場所です十分な広さがある。「施設の位置」については、両方とも隣接するが、スポーツ広場は音楽イベント実施時の臨時駐車場に利用している。 →(市長)フェスは年間1回しかないため、これを評価に入れるのは適当ではないと考える。 →(市民局長)利用者への影響については、利用団体数が多いか少ないかで評価している。「施設の代替性」は、天然芝グラウンドは他にないが、人工芝グラウンドでは代替が可能であり、今後銀河アリーナ跡地についても人工芝グラウンドを整備するための議論を進めていきたいと考えている。スポーツ広場は広さの問題でスポーツスクエアでは代替が困難であるということである。 →(市長)銀河アリーナ跡地は人工芝グラウンドになるのか。 →(市民局長)未決定事項ではあるが、人工芝グラウンドで整備する議論をこれからしていきたい。 →(石井副市長)代替地の観点を外せば、評価は落ちるか。 →(市民局長)人工芝グラウンドはあと2か所あるため、評価は変わらない。		
<<次ページあり>>		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.11.13	(庁議種類) 戦略会議
(庁議結果)	①原案のとおり承認する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。 ②差し戻しとする。	
<<つづき>>		
→(市長)天然芝は他にギオンスタジアムだけか。		
→(スポーツ・文化担当部長)ギオンフィールドは人工芝で、ギオンスタジアムの中だけ天然芝である。		
→(市長)人工芝は多いが、天然芝は少ないというイメージである。「スポーツスクエアでは代替は難しく他の整備されたグラウンドが少なく影響が大きい」というのはどういうことか。		
→(市民局長)野球やゲートボールなど、芝だと球の転がりが悪いなど、スポーツ広場でできる競技がスポーツスクエアでは代替がきかないということである。		
→(市長)代替については全市的に考えることであって、隣同士のスポーツスクエアとスポーツ広場で比較するのは視点として間違っている。		
→(市民局長)「国庫等の充当」については、スポーツスクエア及び隣接するジョギングコースの一部は国庫補助金を活用しており、処分制限期間内であるため返還額が生じる。		
→(市長)「法的要件」はいずれの場所も問題ないか。		
→(市民局長)スポーツスクエアは公園と一体であるが、スポーツ広場は道路に囲まれており、敷地内で建蔽(けんぺい)率等の基準を満たす必要があるという技術的な観点での違いがある。		
→(市長)スポーツ広場の方が、面積が広いが、敷地の関係で駐車場に影響が出るということか。駐車場は何台くらい停められるか。		
→(スポーツ文化担当部長)第4駐車場は454台停められる。		
→(奈良副市長)整備計画に駐車場を含め敷地面積を設定するだけであり、大きな影響はないと考える。		
→(市民局長)「総事業費」はスポーツスクエアに整備した場合の方が高くなる。		
→(市長)比較内容を聞くと、利用団体数以外は、どちらの場所も遜色がないと思える。やはり利用団体の皆様から丁寧に意見を聴いたほうがよいと思う。また麻溝公園は駐車場があって使いやすい面もあると思うが、競技によっては既に他の公園を使用している例もあると思うため、代替施設が本当にないのかは疑問である。		
→(スポーツ文化担当部長)南区では整地が行き届いたグラウンドが少なく、市内全域で考えたときにも、スポーツ広場を大会に使用している団体は多い。スポーツ広場が使用できなくなることで、近隣のグラウンドが減ってしまうと支障が生じるケースも多いと考える。		
→(市長)従前から、区ごとに何があるといった考えではなく、市全体の財産として在り方を検討してきたはずである。南区になれば、中央区に行けばよいという考え方もできるのではないかと。		
→(石井副市長)それについては全市で考えるべきと思う。スポーツ広場については、利用団体の意見を聞くと反対する声もある可能性がある。		
→(市長)スポーツ広場は利用団体も多く反対意見も挙がることも想定されるが、比較としてはもう少し客観的に行ったほうがよいという思いがある。		
→(石井副市長)利用者数には、競技者以外の保護者等も含まれるか。		
→(スポーツ施設課長)競技者や教室の受講者など、登録人数が基本である。		
○(市長)国庫等の充当について、影響額は試算しているか。		
→(財政局長)減価償却計算のルールに従って計算していただくことになる。起債については償還が終了しているか確認いただきたい。		
→(スポーツ施設課長)償還期間は基本的に10年間と伺っており、詳細は確認中であるが既に償還が終わっているか、もしくは工事着工までには終わる見込みである。		
○(奈良副市長)スポーツスクエアの代替施設を用意することを、今回決定するかのような資料になっている。例えば、市役所前の体育館では、コマ数を変更して代替施設を設けないといった整理をした。スクラップアンドビルドで代替施設を整備しないなど様々な選択肢が考えられる中で、銀河アリーナ跡地に整備することまで今回決められるものなのか。		
→(石井副市長)同じく代替施設については、今回の審議事項ではないという認識をしている。		
○(大川副市長)審議事項①の新たなアイススケート場の整備に資する資料が少なく、整備地の議論がメインの資料という印象である。資料の説明上、整備地の検討を行った結果、整備を決定する順番になっているが本来、必要性が認められ整備を決定し、そのうえで整備地がどこかを決めるといった議論の流れが正しいものと感じる。また、麻溝公園内の整備位置についても、資料からスポーツスクエアの位置に整備するという結論を導くのは難しいように感じた。		
○(大川副市長)スポーツスクエアは天然芝で特徴的な施設として整備された経緯があるのではないかと推察されるが、そのような施設を廃止することは問題がないのか。		
→(スポーツ施設課長)経緯は不明だが、主にスポーツスクエアを使用している団体には、必ずしも天然芝の施設にこだわるものではないと伺っている。		
○(大川副市長)銀河アリーナの跡地については、別途議論が必要であると考えているため、資料上の取扱いも再考いただきたい。また、アンケート結果の中には、「財政の優先順位をしっかり考えてほしい」といった意見や「限られた人しか使わない施設」など否定的な意見も一定数あるが、その辺りも踏まえて検討を進めていただきたいことは意見として申し上げる。		
○(教育長)新たなアイススケート場の整備については、アンケート結果等においてもスケート文化という観点で非常に大きな教育的な価値を認めていただいていると受け止めている。今後の課題としてアイススケート文化の継承のために新たな施設の供用開始までに時間がかかることが挙げられており、この間に学習指導要領の改訂等もあるため、教育局とも連携しながら切れ目なく教育課程との連動を図っていくことが大事であると考えている。		
○(財政局長)個人的な体験では、芝のグラウンドで大会の決勝戦を迎えることは子どもながらステータスと感じていた。おそらく多くの子どもたちが芝のグラウンドにそうした価値を見出していると思う。		
○(緑区長)天然芝のグラウンドは安全面も利点があるため、なくしてしまうのはどうかと思う。		
○(市長)公設民営でのアイススケート場の整備については、今回承認というかたちでよいと考える。一方で、スポーツスクエアに整備することについては客観的な決め手に欠ける印象がある。天然芝は代替がないのではないかという意見も多く出ていた。		
→(石井副市長)麻溝公園に整備地を絞り込むことについてはいかがか。		
→(市長)それはよいと思う。		
→(石井副市長)審議事項①の新たなアイススケート場の整備については、麻溝公園を対象に 絞り込んだ上で、整備を決定することとし、アイススケート場の位置については再度比較検討を行った上で、再度決定会議で検討し議論していただきたい。		

令和8年4月13日
決定会議

新たなアイススケート場の 整備について

市民局 スポーツ施設課



1 これまでの経緯

●令和7年11月 庁議（～戦略会議）

民間活力を最大限活用することを前提とした新たなアイススケート場を相模原麻溝公園に整備することを決定。
相模原麻溝公園内の整備位置については、決定会議に差し戻し審議となった。

●麻溝公園内の整備候補地に関する戦略会議での意見等

- (1) 整備候補地となる2か所のグラウンドを利用する団体へ利用状況等について更なる確認が必要ではないか。
- (2) 整備候補地2か所のグラウンドの利用状況や代替グラウンドが必要かどうか再度検討が必要ではないか。
- (3) 相模原麻溝公園スポーツ広場(D面)の利用団体数は確かに多いが「利用率約30%」は高いと言えるのか。
- (4) 土のグラウンドの代替なら学校なども使えるのではないか。
- (5) 代替グラウンドについては市内全域で検討してよいのではないか。
- (6) 整備候補地の比較において「利用団体数」以外はどちらも遜色がないと感じる。
- (7) どちらのグラウンドに整備地するか客観的な決め手に欠けていると思う。
- (8) 市内で練習に使用できる相模原スポーツスクエアの天然芝グラウンドは貴重ではないか。

2 庁議を踏まえた検討

(1) 相模原ギオンスポーツスクエアと相模原麻溝公園スポーツ広場の比較

戦略会議の意見等を踏まえ、改めて提案した2か所の整備候補地について比較を行った。

項目	相模原ギオンスポーツスクエア	相模原麻溝公園スポーツ広場(D面)
面積	7,300㎡	9,200㎡
現在の利用形態	天然芝グラウンド	土のグラウンド
利用可能競技	少年サッカー、少年ラグビー	サッカー、少年野球 等
特定財源	有り(処分期間内)	無し
活用特定財源と費用	社会資本整備総合交付金 4,750 万円 県支出金 708.1万円 起債 4,320 万円	無し
国庫等返納額見込	社会資本整備総合交付金 約3,200万円 県支出金 約 470万円 起債 0 円	無し
メリット	・利用団体等がスポーツ広場と比べ少ない	・関係整備費用の負担が軽い ・施設の形状がほぼ正方形で、施設建設の自由度が高い
デメリット	・隣接するジョギングコースの改修が必要であり、特定財源の活用があったため、返納金が発生する。(国庫7,500万円) ・人工芝グラウンドなど代替及び関係する改修工事費用が発生する。	・利用団体数や市民大会等での利用が多い

2 庁議を踏まえた検討

(2) 整備候補地の施設を利用する各団体への利用状況等の確認等

相模原麻溝公園スポーツ広場（D面）を活動場所とする、ゲートボール協会とパタンク協会を新たに加え、全団体に対し、再度ヒアリングを実施。 アイススケート場の整備スケジュールなどを想定し、具体的に説明を行い意見を聴取した。

日 付	団体名等	関係施設	主な意見
令和7年11月13日(木)	市スケート協会	スクエア・D面	・グラウンドではなく、麻溝公園内の駐車場など他の場所に整備してはどうか。
	市サッカー協会	スクエア・D面	・大会を実施する場所がなくなり、年単位で活動出来ないようなことがあるなら整備に賛成できない。
	市ラグビー協会	スクエア・D面	・新たなアイススケート場を整備する際には代替グラウンドがないと活動する場所が無くなるため、同時に整備していただきたい。
	市陸上競技協会	ギオンスタジアム	・新たなスケート場と代替グラウンドの整備を並行して予算立てができないのか。
令和7年11月14日(金)	麻溝地区自治会連合会 役員会 麻溝地区自治会長会議	スクエア・D面	・基本的にアイススケート場の整備は賛成であるが、相模原ギオンスタジアムで公式戦やイベントがある際に駐車場が不足しているので公共交通も含め改善が必要ではないか。
令和7年11月26日(水)	市ゲートボール協会	D面	・整地されたグラウンドである必要があり、施設利用時に自分たちでグラウンドを整備した上で利用することもある。 ※ヒアリング後、令和8年度末をもって解散が決定
	市パタンク協会	D面	・他市でグラウンドの原状復旧に多額の費用が発生し、利用禁止になった過去がある。学校グラウンドが利用できない。



グラウンドの代替の必要性や、これまで特段意見のなかった代替グラウンドの整備の時期について「閉鎖と同時に用意してもらいたい」との要望が強かった。

2 庁議を踏まえた検討

(3) 整備候補地となる2か所のグラウンドの利用状況と代替グラウンドの必要性の検討

ア 相模原麻溝公園スポーツ広場（D面）の利用状況

- ・ 令和6年度の主な利用実績は、サッカーやラグビーの大会での利用がメインであり、77日が大会等で利用され、うち、41日が市スポーツ協会等種目協会の大会等の利用である。
- ・ 平日を含めた年間の利用日数は132日（利用率37%）だが、土日祝日に限った場合の利用日数が105日（利用率約90%）で、ほぼ毎週末及び祝日に利用されている。
- ・ 主に大人の大会で利用されており、代替を検討する場合、大人の大会に対応できるグラウンドの広さと大会等の参加者の駐車場の確保が必要となる。
- ・ 学校のグラウンドは一般の団体が利用する場合、学校開放事業として団体登録し、各学校の学校体育施設開放運営委員会において利用調整が必要となる。駐車場が少ない、また、定期的に開催する大人の大会の受け入れが難しい。
- ・ 相模原麻溝公園以外の調整池や河川敷を活用したスポーツ広場は、天候等により良好な環境の維持が難しく大会には不向き。維持管理が行き届いた大会の利用に適したグラウンドは、相模原北公園と小山公園及び三栗山スポーツ広場が候補となるが、いずれも土日祝日の利用率は90%前後であり、D面の土日祝日の105日を受け入れることは難しい。

イ 相模原ギオンスポーツスクエアの利用状況

- ・ 主な利用実績は、少年サッカーや少年ラグビーの大会や教室での利用がメインである。
- ・ スポーツ広場と比べ、1日の利用状況は約半分の58日、土日祝日に限っても56日である。
- ・ 代替グラウンドについては、必ずしも天然芝に拘っていないが、土のグラウンドでは代替は難しく、人工芝グラウンドが必要。
- ・ 人工芝グラウンドは横山公園及び相模原スポーツ・レクリエーションパークで、いずれも土日祝日の利用率ほぼ100%で、スクエアの土日祝日の56日の利用を受け入れることは難しい。



土日祝日の利用状況を踏まえると、現状の市内グラウンドでは、ア、イいずれを廃止した場合でも利用者数を受け入れきれない状況であり、代替グラウンドが必要である。

2 庁議を踏まえた検討

(4) 新たに代替グラウンドの整備が可能な場所等の検討

ア 廃校、廃校予定の小学校跡地

- ・ 青葉小学校、並木小学校、もえぎ台小学校及び湘南小学校については、相模原麻溝公園スポーツ広場で実施している大人のサッカーコート等を既存校庭内に設けるだけの広さが無いため、校舎の除却が必要となるが、地元での利活用があり望ましくない。
- ・ もえぎ台小学校は麻溝台・新磯野地区区画整理事業に伴う減歩により用地に余裕が無い。

イ 統廃合による県立高校の跡地

- ・ 県立高校の統廃合による跡地の利活用については、県との調整によりグラウンドとして利用するまで一定程度の期間を要するため望ましくない。
- ・ 相模原総合高校（旧大沢高校）⇒ 校舎を県が解体後に市に引き渡し予定。
- ・ 相模田名高校 ⇒ 上溝南高校との統廃合は令和13年度の予定。
- ・ 相模原青陵高校（旧相武台高校）⇒ 麻溝台・新磯野地区区画整理事業に伴う減歩の対象。

ウ 銀河アリーナ跡地

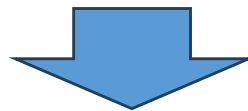
- ・ 新たなアイススケート場が整備されるまでの間の本市のアイススケート文化の継承に向けた検討を行う必要がある。
- ・ 廃止後の施設のあり方が定まっていない状況では、代替施設の整備時期が不明瞭である。

エ その他、一定程度の敷地を確保できる場所

- ・ 在日米陸軍相模総合補給廠一部返還地
土地所有者である国（財務省関東財務局）に対して土地利用計画の提出を行い、土地の処分及び土地利用について関係機関と協議を行う段階であり望ましくない。
- ・ キャンプ淵野辺留保地（Yゾーン）
令和10年度以降、総合体育施設の検討を行うこと（行財政構造改革プランによって令和9年度まで検討を凍結）になっており、土地利用計画の中に無い施設であることから、変更などの調整に一定程度期間を要するため望ましくない。

3 庁議を踏まえた検討のまとめ

- 相模原ギオンスポーツスクエア、相模原麻溝公園スポーツ広場(D面)のいずれに整備するとしても、利用団体からは早期の代替グラウンド整備の要望が強い。
- 市内既存の他のグラウンドだけでは、利用団体等の活動を受け入れきれない状況であった。
- 市内で代替グラウンドの整備を検討したが、新たなアイススケート場の整備が始まる前に整備できる適地がなかった。



相模原麻溝公園内でグラウンドを廃止せずに、新たなアイススケート場を整備できる場所を検討したい。

4 相模原麻溝公園内の整備地の検討について

(1) グラウンド以外で整備できる場所について(施設の形状、位置、広さについて)

候補地として、公園内の広場や駐車場などに整備が可能か検討した結果、「第4駐車場」を候補地として提案したい。



4 相模原麻溝公園内の整備地の検討について

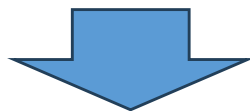
(2) 新たなアイススケート場の整備位置について

ア 公園の広場、相模原ギオンスタジアム

公園の広場と相模原ギオンスタジアムは、公園利用者やホームタウンチーム、市内唯一の400mトラックの陸上競技場であるため、新たな施設の整備地には適さない。

イ 公園内駐車場

- ・ 第1及び第2駐車場は、公園に隣接しており、かつ、形状や面積からアイススケート場の整備地には適さない。
- ・ 第3駐車場は、処分場として活用していた過去があり、地表面を掘ることや杭を打つなどの施設整備には適さない。
- ・ 第4駐車場は、約12,000㎡の敷地があり、現状建築敷地に設定されているものが無いため、公園施設として整備する場合には建物の建設は可能であり、アイススケート場整備の課題となる騒音等、近隣への影響も少ない。
- ・ 第5駐車場は、形状からアイススケート場の整備地には適さない。
- ・ 第6駐車場は、調整池を下に整備しているため、施設整備には適さない。



相模原麻溝公園内の既存のグラウンドを廃止せずに、新たなアイススケート場を整備できる場所は、第4駐車場のみであるため、第4駐車場を整備場所とする。

★課題★ 第4駐車場の台数が半分程度に削減されてしまう。(現行454台 ⇒ 約260台)

4 相模原麻溝公園内の整備地の検討について

(3) 現状の公園駐車場の利用状況と必要な駐車台数の考え方

★課題★ 第4駐車場に新たなアイススケート場を整備することによる駐車台数の減少
台数が半分程度に削減されてしまう。(現行454台 ⇒ 約260台)

- 駐車場の休日の満車時においても駐車待ちの列が多少できる程度で、極端に駐車場が不足している状態ではない。
- 今後については、ロング滑り台の整備が控えているが、駐車場が慢性的に不足するまでの想定はない。

詳細については、別途調査を実施して必要台数の精査をする必要があるが、相模原麻溝公園内の第1～6駐車場の各利用状況については、次のとおり。(指定管理者への聞き取りから)

		第1駐車場	第2駐車場	第3駐車場	第4駐車場	第5駐車場	第6駐車場
平日		8割以上利用	8割以上利用	2～5割の利用	2～5割の利用	2～5割の利用	2～5割の利用
土日 祝日	公園内で イベント <u>有り</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	満車になることがある	満車になることがある
	公園内で イベント <u>無し</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	正午頃に 満車になる	正午頃に 満車になる	満車になることがある	8割以上利用
	スポーツ施設 イベント <u>有り</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>
	スポーツ施設 イベント <u>無し</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	<u>午前中で 満車になる</u>	正午頃に 満車になる	正午頃に 満車になる	満車になることがある	8割以上利用

現行の駐車台数＋アイススケート場として必要台数を確保する。

4 相模原麻溝公園内の整備地の検討について

(4) 駐車台数の確保策

★課題★ 第4駐車場に新たなアイススケート場を整備することによる駐車台数の減少
台数が半分程度に削減されてしまう。(現行454台 ⇒ 約260台)

- 麻溝公園内で自走式立体駐車場の建築可能な残りの面積は、約4,000㎡以内のため、
2層3段程度の立体駐車場では約450台、平面駐車場では約100台、合計約550台程度の
駐車台数の確保が可能。
- 仮に2層3段の自走式立体駐車場を整備する場合の費用
立体駐車場の整備費用(想定) 建設費約12億
- 自走式立体駐車場の整備には、特定財源等として社会資本整備総合交付金の活用が可能で
ある。
- 新たなアイススケート場と立体駐車場を一つの事業として整備した方が、整備順序などの
スケジュール、新たな施設との動線などの利用者目線の整備の調整、事業者の収益性の確保
など、令和8年度に実施予定の大規模事業評価や基本計画の策定と令和9年度の事業者公
募・決定に係る事業調整が出来ることで、実現性の担保が大きくなる。



不足する駐車場台数を確保するため、アイススケート場に隣接して平面駐車場と
自走式立体駐車場を整備する。整備する台数は今後の検討の中で整理する。

5 基本方針の策定について

新たなアイススケート場の整備に向けて基本方針を策定する

施設整備の際に策定する基本構想に代わるものとして、基本方針を次のとおり策定する。

【 概 要 】

○ 構成

I はじめに

これまでの検討経過（銀河アリーナの廃止検討、民間アイススケート場の整備検討）

II アイススケート場の必要性について

本市に根付いたアイススケート文化、新たなアイススケート場に対する市民等の意見

III 新たなアイススケート場設置における計画の位置付け

今後の本市各種計画へ新たなアイススケート場を位置付ける

IV 整備に関する考え方

整備候補地の選定（令和6年度調査を参考に検討）、相模原麻溝公園に整備地を決定

V 相模原麻溝公園内の整備地の検討

第4駐車場に民間活力を最大限活用し、新たなアイススケート場を整備する

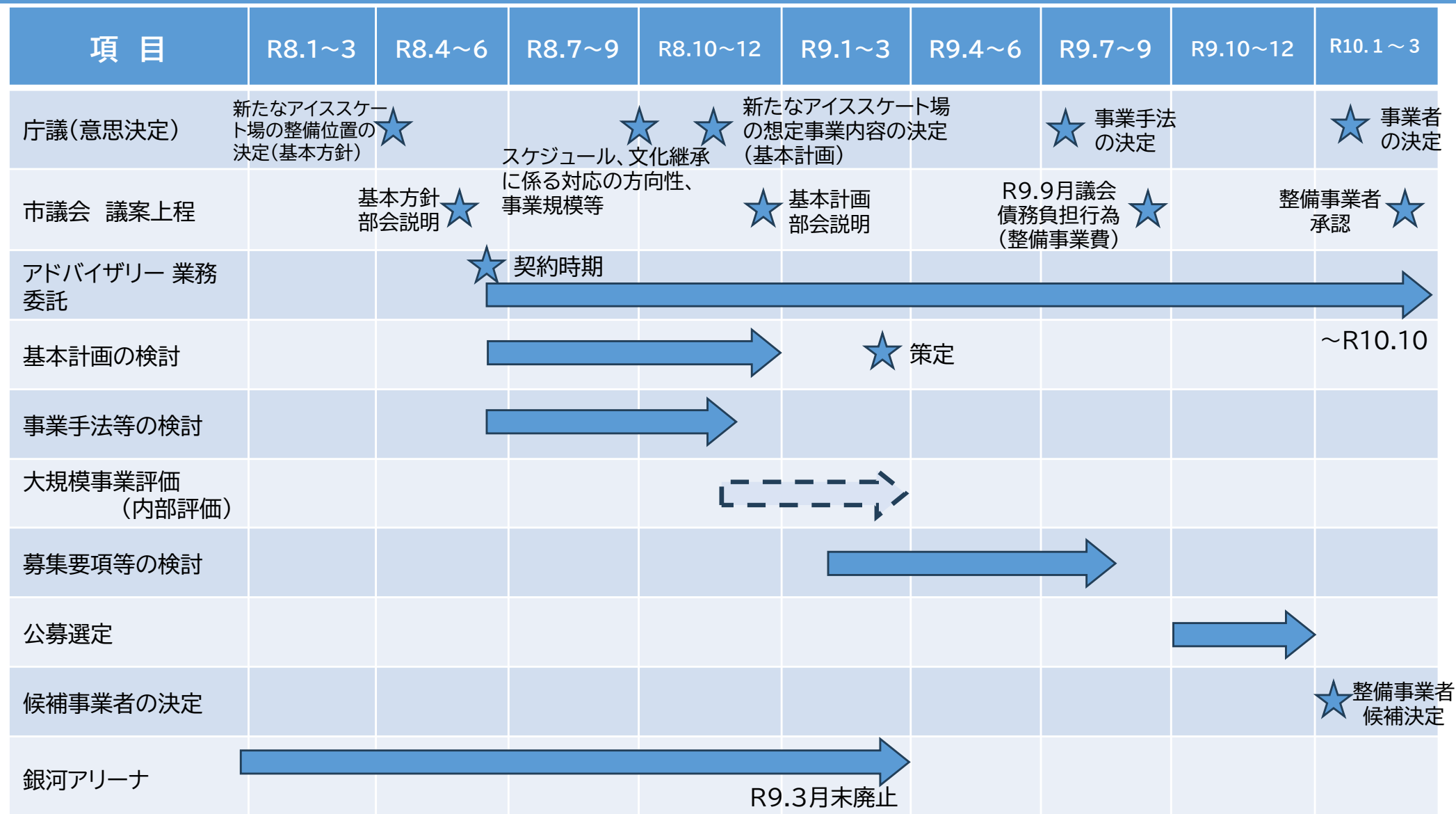
VI スケジュール

今後の想定スケジュール

VII 参考資料

利用団体や地元自治会等へのヒアリング、各種アンケート調査

6 想定スケジュール等（事業手法をPFIとした場合）



※ 昨年度実施した調査の事業者ヒアリングでは契約から工事完了まで最大3.5年

【今後の課題】

銀河アリーナ廃止後、新たなアイススケート場を整備するまでの間のアイススケート文化の継承をどのように行っていくか。R8夏季を目途に想定スケジュールを固め、対応の方向性を示す。

○開催日：令和8年4月13日

○開催場所：第1 特別会議室

○案件名：新たなアイススケート場の整備について

○担当課：市民局 スポーツ施設課

○出席者： ■：出席 □：欠席 (代)：代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■市長公室理事 ■総務局長 ■財政局長

■政策部長 ■シビックプライド担当部長 ■財政部長 ■緑区副区長 ■中央区副区長

■南区副区長 ■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■スポーツ・文化担当部長 ■区政推進課長 ■スポーツ施設課長

(1)主な意見等

○(市長公室理事)アドバイザー契約の範囲について教えていただきたい。

→(スポーツ・文化担当部長)事業手法の選定から、基本計画の策定、事業者の選定、契約の支援までである。

○(市長公室理事)アイススケート場と駐車場を一体的に整備したいという提案でよいか。

→(スポーツ・文化担当部長)そのとおりである。

○(市長公室理事)令和8年6月部会では何を説明するのか。

→(スポーツ・文化担当部長)基本方針部分の説明となることを想定しており、民間活力を最大限活用し、新たなアイススケート場の整備をすること、麻溝公園の一部を活用することを前提に検討していくことを説明させていただく。

○(市長公室理事)2回パブリックコメントを実施するのか。

→(スポーツ・文化担当部長)関心の大きい案件であるため、丁寧に進めていきたいと考えている。

○(市長公室理事)アイススケート文化の継承を大切にすることであるが、そのためには銀河アリーナを延長するという考えもあるのか。

→(スポーツ・文化担当部長)銀河アリーナが廃止されてから新アイススケート場が整備されるまでの期間について、アイススケート文化の継承にどう取り組んでいくかは、基本計画を提案するまでに方向性を形にしたいと考えており、銀河アリーナの延長も一つの選択肢として考えている。

○(政策部長)近くにある県の駐車場を使える見込みはないのか。

→(スポーツ・文化担当部長)基本的に県の駐車場は県立公園の利用者のために整備されたものであり、市の駐車場が無くなったから県の駐車場へという説明は難しいと考える。また、昨日も県立公園の駐車場は、昼過ぎには満車になっていたため、県の駐車場もゆとりがあるわけではないと認識している。

○(財政部長)PFIで実施する場合、駐車場の整備費用はどのタイミングで生じる見込みか。

→(スポーツ・文化担当部長)BTO方式を想定しており、施設が完成し、受け取るタイミングで生じる。

○(財政部長)ロング滑り台の工事が令和9年度には始まると認識しているが、そうした兼ね合いも含めて臨時駐車場のようなものを検討しているか。

- (スポーツ・文化担当部長)途中経過の必要台数については、基本計画を作る中で一緒に検討させていただきたい。
- (財政部長)ロング滑り台は集客施設として整備するものであるため、集客見込があればそうしたものも含めて検討させていただきたい。
- (スポーツ・文化担当部長)公園課としっかりと調整させていただく。
- (財政部長)銀河アリーナの延長の可能性について、耐用年数としてはあとどれくらいなのか。
- (スポーツ・文化担当部長)本体の製氷設備は耐用年数を過ぎており、外付けの仮のもので動かししている状況である。他の設備も老朽化しており、また特定天井ということもあり、どれぐらい持たせられるかは検討が必要である。
- (政策課長)前回戦略会議では2か所のグラウンドを候補地としていたが、今回提案のあった第4駐車場については、当時も検討の俎上に挙がっていたのか。
- (スポーツ施設課長)令和6年度の民間アイススケート場実現可能性等調査で検討した中では、アイススケート場を作ればそれだけ駐車場が必要になるため、駐車場を無くし、そこにアイススケート場を作ることは難しいと考え、2つのグラウンドを候補地としたものである。
- (総務法制課長)銀河アリーナの延長を行う場合、条例改正はいつになるか。
- (スポーツ施設課長)もし延長するということになれば、12月の部会で説明を行い、3月の議会で改正案を提案することになると思われる。
- (総務法制課長)意思決定はいつになるか。
- (スポーツ施設課長)新しいアイススケート場の基本計画の提案と合わせて行うことになる。
- (市長公室理事)教育課程は早い段階で決まるので、アイススケート教室をどこで実施するかについて、間に合うようにしっかりと教育委員会と調整させていただきたい。
- (市長公室長)アドバイザー業務委託の契約期間は令和10年度中までであるが、基本計画の提案の段階で検討結果を報告してもらえるのか。
- (スポーツ・文化担当部長)成果品を何段階かに分けて提出いただく契約とする予定であり、まずは基本計画において事業費も含め検討、作成し、12月までに説明できるように手続を進めていく。
- (総務法制課長)6月の部会を早めに開催したいという希望を聞いているが、その考えに変わりはないか。
- (スポーツ・文化担当部長)後の日程がかなり詰まっているため、そのようにお願いしたい。

(2)結 果

- 原案のとおり承認する。